

質問に対する回答書⑨

東関東自動車道 銚田舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	図面「詳細図」2/104	DsPSt・φD(F)の材料表について、型わくが計上されていますが基礎コンクリートはありませんので、「型わく」の記載はないものとして積算して宜しいでしょうか。	そのとおりにお考えください。 なお、本件については公告図書を訂正いたします。
2	図面「用排水工詳細図」	構造物の残土について、材料表の備考欄に記載の”はねつけ”とは、人力によりはねつけと解釈して宜しいでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
3	建設副産物の活用等	特記仕様書20-2(1)にてコンクリート塊の数量、約10m ³ と提示されております。アスファルトプラントの基礎コンクリート撤去により、別途250m ³ のコンクリート塊が発生します。アスファルトプラントの基礎コンクリート撤去により発生するコンクリート塊についても、積算上の条件明示の処理施設にて当初計上していると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりにお考えください。
4	プラント敷地造成参考図((敷均し材)	プラント敷地造成参考図(参考図:57/61)にて敷均し材として切込砕石と表示されております。当初計上の敷均し材としては、切込砕石(C-40)でお考えでしょうか。それとも再生砕石(RC-40)にてお考えでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
5	プラント敷地の現況復旧	特記仕様書5-2(3) プラント敷地の現況復旧にて、原形復旧の範囲は、プラント、宮織物等の仮設工作物及び残材等の撤去及び基面の整形までととなっております。プラント敷地造成・材料置場・場内道路費において、骨材等の材料置場及び場内道路の整備にて切込砕石を用いておりますが、この切込砕石については、掘削・運搬・処分を計上するのでしょうか、それとも、切込砕石の掘削・運搬・処分の当初計上は無いと考えるのでしょうか。また、仮設アスファルトプラント敷地造成・材料置場・場内道路整備に使用した敷均し材を処分するにあたり、処分費は路盤廃材としてお考えでしょうか、それとも残土処分としてお考えでしょうか。	切込砕石については存置するものとお考えください。
6	単価表61「コンクリート舗装版A」62「コンクリート舗装版B」	表面仕上げは「タイングルーピング仕上げ」または「粗面仕上げ(ほうき目仕上げ)」のどちらでしょうか。	設計要領第一集_舗装建設編をご確認ください。
7	単価項目107～108 路面標示工 突起型路面標示B2-1	路面標示工 突起型路面標示は、高さ5mm以上の突起部(リップ)と平坦部(ライン)を同時に形成塗布し、本線に標示幅20cmを施工するものでよろしいでしょうか。また、リップ間隔は40cm間隔又は30cm間隔のどちらでしょうか。	表示幅については、土木工事共通仕様書にてご確認ください。 リップ間隔については、設計要領第五集_交通管理施設編にてご確認ください。

8	特記仕様書P26 粒状路盤工 下層路盤 (t=11cm)	特記仕様書26-5-1(1)にて製鋼スラグ材を使用すると有りますが、粒状路盤工 下層路盤 (t=11cm)にて使用する製鋼スラグ材はCS-40と考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書26-5-1(2)に記載のとおり上層路盤の材料規定に準ずるもの (HMS-25)とお考えください。
9	特記仕様書P26 粒状路盤工 下層路盤 (t=15cm)	特記仕様書26-5-1(1)にて製鋼スラグ材を使用すると有りますが、粒状路盤工 下層路盤 (t=15cm)にて使用する製鋼スラグ材はCS-40と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりにお考えください。
10	特記仕様書P26 粒状路盤工 下層路盤 (t=20cm)	特記仕様書26-5-1(1)にて製鋼スラグ材を使用すると有りますが、粒状路盤工 下層路盤 (t=20cm)にて使用する製鋼スラグ材はCS-40と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりにお考えください。
11	特記仕様書P26 粒状路盤工 上層路盤 (t=10cm)	特記仕様書26-5-1(1)にて製鋼スラグ材を使用すると有りますが、粒状路盤工 上層路盤 (t=10cm)にて使用する製鋼スラグ材はHMS-25と考えて宜しいでしょうか。	特記仕様書26-5-1(2)に記載のとおり下層路盤の材料規定に準ずるもの (CS-40)とお考えください。
12	特記仕様書P26 粒状路盤工 上層路盤 (t=15cm)	特記仕様書26-5-1(1)にて製鋼スラグ材を使用すると有りますが、粒状路盤工 上層路盤 (t=15cm)にて使用する製鋼スラグ材はHMS-25と考えて宜しいでしょうか。	特記仕様書26-5-1(2)に記載のとおり下層路盤の材料規定に準ずるもの (CS-40)とお考えください。
13	特記仕様書P42 簡易舗装工 下層路盤工 (t=18cm)	特記仕様書26-7-1(2)にて製鋼スラグ材を使用すると有りますが、簡易舗装工 下層路盤工 (t=18cm)にて使用する製鋼スラグ材はCS-40と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりにお考えください。
14	特記仕様書P40 コンクリート防護柵	コンクリート防護柵工B(A)(R)について、防護柵本体以外の材料費(より線、シール材など)は含むと解釈して宜しいでしょうか。	特記仕様書26-6-5(2)のとおりとお考えください。